「ブ フ場利用税』 の廃止を求める決議

施設利用は我が国 続して いる。ルフ場の利用についれ用税が廃止されたが国では、平成元生 いてのみ新たいたにもかかわられたにもかがわれた。 に『ゴルフ場利用税』を設け、らず、担税力のある裕福な者が入時に、パチンコ場、ボウリン いまだに課税が存か行うスポーツとしング場等に係る娯楽

ŋ 中、 ゴ タ ポ ゴー フ 場の利用者に特段の担税力を見出すこルフは子供から高齢者、障害者まで広ツ基本法」において生涯スポーツ社会 まで広く とはできない。く国民スポーツとして親の実現が理念として定め しら まれ れて てい おる

であり、 シ また、 利用税をゴルフ場が他の フ場のみに課する理由ははなく、雇用や資材の購の屋外スポーツに比べ地 税入方 の公平性など地域 性の観点からも不当なもの域との共存共栄を目指すよ体から格段の行政サービス のも ス でのを

〇年東京オリンピック・パラリている中、世界的に類を見ないオリンピック夏季大会の正式語ゴルフは、二〇一六年のリオ ラリン式競力 うンピック開催国として恥ずべきことである。ゴルフのみを狙い撃ちした課税を行うことは、二〇二級技に復帰し、国際的にも生涯スポーツとして認知されずジャネイロオリンピックにおいて、百十二年ぶりに

京オリンピなどを身にいずれ ック・パラリンピックに向けて、子供たちの夢や希望を壊すものとなる。付けることができる教育の場でもある中、『ゴルフ場利用税』の存続は、東ルフは、我が国の未来を担う子供たちが忍耐力、集中力、判断力やマナー

決議する。 『ゴルフ場利用税』 15 つ V ては即刻廃止すべきである。

平成二十六年十月九日

超党派ゴ ル フ議員連盟

顧会名誉会長 保高岡村 興正 治彦

副会長代行

憲孝義博良 次男明文夫淳

小生遠小田細竹園小石浅中山額赤麻衛宮方藤沢中田本田池原尾曽東賀松生藤山 百 慶根 福 在 泰幸利鋭直博自伸一弘昭志広太士子夫明仁紀之一之子晃郎文子郎隆郎郎 小藤髙下漆安坂井木村原住

事務局次長幹事長代理幹事長